

## 審査基準（公表用）

様式第 3 号  
所管課 薬務課

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律			法令番号	昭和 3 5 年法律第 1 4 5 号				
手続名	地域連携薬局の認定 < 1 >			根拠条項	第 6 条の 2 第 1 項				
審査基準	<p>地域連携薬局については、次に掲げる基準等に適合する場合に認定する。</p> <p>1 薬局であって、その機能が、医師若しくは歯科医師又は薬剤師が診療又は調剤に従事する他の医療提供施設と連携し、地域における薬剤及び医薬品の適正な使用の推進及び効率的な提供に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を実施するために必要な機能に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の認定を受けて地域連携薬局と称することができる。</p> <p style="margin-left: 2em;">構造設備が、薬剤及び医薬品について情報の提供又は薬学的知見に基づく指導を受ける者（以下「利用者」という。）の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p style="margin-left: 2em;">利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p style="margin-left: 2em;">地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p style="margin-left: 2em;">居宅等（薬剤師法（昭和 3 5 年法律第 1 4 6 号）第 2 2 条に規定する居宅等をいう。以下同じ。）における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>2 1 に掲げる構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 2em;">利用者が座って情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口その他の区画並びに相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備を有すること。</p> <p style="margin-left: 2em;">高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であること。</p> <p>3 1 に掲げる利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制の基準は、次のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 2em;">薬局開設者が、過去 1 年間（当該薬局を開設して 1 年に満たない薬局においては、開設から認定の申請までの期間。以下同</p>								
受付 機関	薬務課	処理 機関	薬務課	交付 機関	薬務課	標準処理期間	2 0 日	目次	2 8 の 3
						標準経由期間	日	- 1	

## 審査基準（公表用）

様式第 3 号  
所管課 薬務課

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	法令番号	昭和 35 年法律第 145 号
手続名	地域連携薬局の認定 < 2 >	根拠条項	第 6 条の 2 第 1 項
審査基準	<p>じ。 ) において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師を、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 4 第 1 項に規定する会議その他の地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 2 条第 1 項に規定する地域包括ケアシステムをいう。以下同じ。）の構築に資する会議に継続的に参加させていること。</p> <p>薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して随時報告及び連絡することができる体制を備えていること。</p> <p>薬局開設者が、過去 1 年間に於いて、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して月平均 30 回以上報告及び連絡させた実績があること。</p> <p>薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制を備えていること。</p> <p>4 1 に掲げる地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制の基準は、次のとおりとする。</p> <p>開店時間外であっても、利用者からの薬剤及び医薬品に関する相談に対応する体制を備えていること。</p> <p>休日及び夜間であっても、調剤の求めがあつた場合には、地域における他の薬局開設者と連携して対応する体制を備えていること。</p> <p>在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供する体制を備えていること。</p> <p>薬局開設者が、麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 2 条第 1 号に規定する麻薬の調剤に応需するために同法第 3 条第 1 項の規定による麻薬小売業者の免許を受け、当該麻薬の調剤の求めがあつた場合には、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局で調剤させる体制を備えていること。</p>		
受付 機関	薬務課	処理 機関	薬務課
	交付 機関	薬務課	
		標準処理期間	20 日
		標準経由期間	日
		目次	28 の 3
			- 2

審査基準（公表用）

様式第3号  
所管課 薬務課

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律			法令番号	昭和35年法律第145号		
手続名	地域連携薬局の認定<3>			根拠条項	第6条の2第1項		
審査基準	<p>無菌製剤処理を実施できる体制（第11条の8第1項ただし書の規定により他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を実施する体制を含む。）を備えていること。                  薬局開設者が、医療安全対策に係る事業に参加することその他の医療安全対策を講じていること。                  当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、当該薬局に継続して1年以上常勤として勤務している者であること。                  当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、地域包括ケアシステムに関する研修を修了した者であること。                  薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対し、1年以内ごとに、前号の研修又はこれに準ずる研修を計画的に受けさせていること。                  当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が、過去1年間において、地域における他の医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいう。以下同じ。）に対し、医薬品の適正使用に関する情報を提供していること。</p> <p>5 1 に掲げる居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制の基準は、次のとおりとする。                  居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導について、過去1年間において月平均2回以上実施した実績があること。                  高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器（以下「高度管理医療機器等」という。）の販売業の許可を受け、訪問診療を利用する者に対し必要な医療機器及び衛生材料を提供するための体制を備えていること。</p>						
	受付機関	薬務課	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	標準処理期間 20日 標準経由期間 日